

通所リハビリテーション利用料

① 介護老人保健施設における通所リハビリテーション費（介護保険適用分）

i 所要時間 6 時間以上 8 時間未満（相模原市（4 級地）1 単位単価＝10.66 円）

	単位数(※1)×単価	利用者負担分(1割)
要介護 1	726 単位×10.66＝7,739 円	774 円×回数
要介護 2	875 単位×10.66＝9,327 円	933 円×回数
要介護 3	1,022 単位×10.66＝10,894 円	1,090 円×回数
要介護 4	1,173 単位×10.66＝12,504 円	1,251 円×回数
要介護 5	1,321 単位×10.66＝14,081 円	1,409 円×回数

ii 加算項目

加算項目	単位数×単価	利用者負担分(1割)
入浴介助加算(1日につき)	50 単位×10.66＝533 円	54 円/回数
リハビリテーションマネジメント加算(I)	230 単位×10.66＝2,451 円	246 円/月
リハビリテーションマネジメント加算(II) 開始から6月以内	1,020 単位×10.66＝10,873 円	1,088 円/月
リハビリテーションマネジメント加算(II) 開始から6月超	700 単位×10.66＝7,462 円	747 円/月
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110 単位×10.66＝1,172 円	118 円/回数
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)	240 単位×10.66＝2,558 円	256 円/回数
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(II)	1,920 単位×10.66＝20,467 円	2,047 円/月
生活行為向上リハビリテーション実施加算 開始から6月以内	2,000 単位×10.66＝21,320 円	2,132 円/月
生活行為向上リハビリテーション実施加算 開始から6月超	1,000 単位×10.66＝10,660 円	1,066 円/月
生活行為向上リハビリテーション実施を継続した場合	所定単位数の100分の15に相当する単位数を減算	
若年性認知症受入加算(1日につき)	60 単位×10.66＝639 円	64 円/回数
栄養改善加算(1回につき)	150 単位×10.66＝1,599 円	160 円/回数
口腔機能向上加算(1回につき)	150 単位×10.66＝1,599 円	160 円/回数
重症療養加算(1日につき)	100 単位×10.66＝1,066 円	107 円/回数
中重症度者ケア体制加算	20 単位×10.66＝213 円	22 円/回数
事業所が送迎を行わない場合(片道につき)	47 単位×10.66＝501 円	-51 円/回
社会参加支援加算(1日につき)	12 単位×10.66＝127 円	13 円/回数
サービス提供体制強化加算(I)1(一日につき)	18 単位×10.66＝191 円	20 円/回数
介護職員処遇改善加算(II)	総単位数×1.9% (利用合計単位×0.019)	

